

○市町村負担金条例施行規則

昭和50年7月1日

組合規則第10号

改正 昭和51年2月18日規則第2号

平成3年1月22日規則第5号

平成10年5月8日規則第5号

平成11年1月25日規則第4号

平成13年2月2日規則第1号

平成14年3月29日規則第3号

平成16年2月16日規則第1号

平成19年1月29日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村負担金条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第16号。以下「条例」という。）に基づき、市町村負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般負担金の納付)

第2条 条例第2条の規定による一般負担金は、その月分をその月末までに退職手当負担金納入申告書（様式第1号）により組合に納付するものとする。

2 組合に納付する一般負担金の額の算出は、次の各号によるものとする。

- (1) 就職，退職，昇給のため日割計算で給料を支給した場合は，全月分をもってその月の給料額とする。
- (2) 休職，停職，減給その他の事情により一時的に給料を減額した場合には，本来給すべき給料額とする。
- (3) 月の中途において昇給又は降給があった場合，その月の負担金は昇給又は降給後の給料額とする。
- (4) 市町村長，副市町村長，地方公営企業の管理者，監査委員，固定資産評価員及び教育長（この号において「特別職の職員」という。）が退職した日の属する月において再びその者の職であった職と同一の特別職の職員となった場合は，当該退職に係るその月の負担金は納付を要しない。
- (5) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第2条第1項の規定に基づき，市町村が定める条例により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）で，同法第6条第1項に基づき，市町村から給与を支給されない者の給料月額は，派遣法第2条第3項に基づき市町村が定める条例により規定する公益法人等（以下「派遣先団体」という。）から現に支給されている報酬で，市町村長から申し出た額とする。

- (6) 派遣法第6条第2項の規定に基づき、市町村が定める条例により派遣された派遣職員で、市町村から給与の一部を支給されている者の給料月額は、派遣先団体の報酬と市町村から現に支給されている給料の合計額で、市町村長から申し出た額とする。
- (7) 前2号に規定する市町村長から申し出た額は、派遣職員が市町村から派遣先団体に派遣される直前のその者の給料表の職務の級を適用することとし、その額と同額があるときはその額を、同額がないときは直近上位の額とする。
- (8) 負担金の計算において、その確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(特別負担金の納付)

第3条 特別負担金を一時に納付することができない市町村にあつては、半年賦納入申請書（様式第2号）を提出し、組合長の承認を受けなければならない。

(交通災害共済事業の事務処理に要する市町村負担金等の計算)

第4条 条例第3条に規定する交通災害共済事業の事務処理に要する市町村負担金、条例第4条に規定する消防団員等公務災害補償事務に要する市町村負担金、条例第5条に規定する消防職員等の賞じゅつ金の支給事務に要する市町村負担金及び条例第6条に規定する非常勤職員の公務災害補償事務に要する市町村負担金の計算は、その合計額の10円未満を切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第2号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第4号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の市町村負担金条例施行規則の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として所要の改正を施した上、なお使用することができる。

附 則（平成13年規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

退職手当負担金納入申告書
茨城県市町村総合事務組合長 様

(納入者)

地方公共団体長名

印

市町村負担金条例(昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第16号)第2条第2項の規定により、次のとおり退職手当の支給事務に要する市町村負担金の納入について申告します。
(年 月分)

給 料			一 般 負 担 金	
区 分	職員数	給料の総額 円	区 分	金 額 円
前月分(A)	給料月額		本月分給料の総額	
	給料の調整額		(C) × $\frac{130}{1,000}$	
	計		前月分までの過不足額	
本月分増減(B)	増加		差引送金額	
	就 職 給		備 考 欄	
	昇 給			
	計			
減少				
減 給				
計				
差引増減				
本月分合計(C)	給料月額			
(A) ± (B)	給料の調整額			
	計			

(注)1 市町村負担金は、給料の月額 × $\frac{130}{1,000}$ である。
2 この申告書は、2枚1組の複写式になっているので、切り離さずに納入場所に提出のこと。
3 昇給及び減給欄には、実際に異動した者の職員数と新・旧給料の差額を記入のこと。
4 月の途中で就・退職等のため日割計算で給料を支給した場合も全月分をもって給料の月額とし、負担金を納付すること。

退職手当負担金

領収済通知書

第 号	(納入者)
年度	
一般会計	様
一般負担金額	千 百 拾 万 千 百 拾 円
納付の内容	年 月 分
納期限	年 月 日
納入場所	指定金融機関 常陽銀行 店
上記のとおり領収したから通知します。	
本店口座 No. 213908	領収日付印

(日計表添付→組合保管)

様式第2号(第3条関係)

半 年 賦 納 入 申 請 書

(職名)(氏名)

元 〇〇〇 の退職手当に係る特別負担金 〇〇〇 円の納入につき、市町村負担金条例第7条の規定により下記年次表のとおり元金均等半年賦の方法により納入したいから申請する。

年 月 日

市(町, 村)長氏名



茨城県市町村総合事務組合長 様

特別負担金分割納付年次表

特別負担金総額	¥	特別負担発生年月日			年 月 日	
		事 由				
回 数	納 付 年 月 日	元 金	利 息	元 利 合 計		
第 回	年 月 日	¥	¥	¥		
第 回	年 月 日	〃	〃	〃		
第 回	年 月 日	〃	〃	〃		
第 回	年 月 日	〃	〃	〃		
第 回	年 月 日	〃	〃	〃		
第 回	年 月 日	〃	〃	〃		
第 回	年 月 日	〃	〃	〃		
第 回	年 月 日	〃	〃	〃		
第 回	年 月 日	〃	〃	〃		

上記のとおり相違なく納付する。

年 月 日

市(町, 村)長氏名



注 1 特別負担金欄には元金の総額を記入のこと。

2 特別負担金発生年月日は特別退職の退職手当支給の日とする。